

関城東小学校いじめ防止基本方針

筑西市立関城東小学校

1 目 的

児童（生徒）の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするためいじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

(1) わかる授業による未然防止

①一人一人を大切にされた授業

- ・児童一人一人が参加、活躍できる授業の展開
- ・一手間、一工夫による児童が興味のもてる授業の工夫

②授業規律の向上

- ・授業開始時刻の厳守
- ・学習の約束の徹底

(2) 児童が安心して生活できる学級づくり

- ①落ち着いて生活できる環境や雰囲気づくりに努める。
- ②児童の自尊感情や自己肯定感を育てるような学級経営に努める。
- ③学級活動等でいじめの問題にふれ、いじめは絶対に許さない意識を育てる。
- ④人権教育に係る環境づくり（人権コーナー、作品掲示、人権教育強化週間の取組等）に努める。

- (3) 道徳教育の充実
 - ①思いやりの心を育む道徳教育の実践
 - ②道徳授業の時数確保と授業公開
 - ③スキルトレーニングによる学校生活・対人関係のスキル向上と許容的な学級集団づくり
- (4) 児童会活動，学校行事の充実
 - ①元気なあいさつの推進（各学級や委員会，東っ子あいさつレンジャーによる校内あいさつ運動）
 - ②無言清掃，ボランティア活動の推進
 - ③児童が主役で進める学校行事の展開
 - ④遊びの内容充実による学校生活の活性化（わんぱくタイム，縦割り班活動）
 - ⑤いじめ防止啓発のための全校集会（笑顔と友情集会）の実施
- (5) 教育相談と個別面談の充実
 - ①教育相談（6月），個別面談（11月）の実施
 - ②保健室を利用する児童との相談（適宜）
 - ③スクールカウンセラー，関城教育相談室との連携

5 早期発見のための取組

- (1) 早期発見のための適切な情報収集
 - ①定期的なアンケート調査の実施（月1回）
 - ②いじめ早期発見のためのチェックリストの活用（学期1回）
 - ③心のポストの活用（適宜）
 - ④出席・遅刻等の健康観察による様子の変化のチェック
 - ⑤休み時間・昼休みの校内巡視や放課後の学校区内巡視による児童の様子チェック
 - ⑥生徒指導部員会での情報交換（月1回）
 - ⑦毎週木曜日の終会での，各学級の気になる児童についての共通理解
- (2) 相談体制の充実
 - ①定期相談の積極的活用〔教育相談（6月），個別面談（11月）〕
 - ②保健室を利用する児童との相談（適宜）
 - ③スクールカウンセラー，関城教育相談室の有効活用
 - ④いじめ防止等対策委員会による個別の相談の設定（適宜）
- (3) 保護者との連携
 - ①学校便り，学年便り，東っ子通信，学校ホームページ等を活用しての情報公開
 - ②授業参観，懇談会，PTA研修会等を活用しての情報交換
 - ③各学期の初めに「相談機関の案内」や「いじめ・体罰解消サポートセンター」，「いじめネット目安箱」等の相談窓口の周知徹底

6 関係諸機関との連携

- (1) 小中連携
 - ①小中連携による教育の一貫性の確立
 - ②児童生徒の情報交換による実態把握及び対策
- (2) 保護者との連携
 - ①保護者へのアンケート調査の実施（7月，12月）
 - ②PTAポストの活用（適宜）
 - ③日頃から保護者と連絡を取り合う（連絡帳，電話等）
- (3) 地域との連携
 - ①民生委員

- ②主任児童員
- ③青少年相談員
- (4) 関係機関との連携
 - ①市教育委員会
 - ②市教育相談室
 - ③市子ども課
 - ④市家庭教育相談員
 - ⑤市要保護生徒対策地域協議会
 - ⑥筑西児童相談所
 - ⑦藤ヶ谷駐在所・筑西警察署生活安全課
 - ⑧いじめ・体罰解消サポートセンター

7 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を組織する。

- (1) いじめ防止対策委員会
 - ①本委員会の構成員は、校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，特別支援教育コーディネーター，養護教諭で組織する。
 - ②本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会
 - ①本協議会の構成員は、下記の通りである。
学校（校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，特別支援教育コーディネーター，養護教諭），PTA会長，学校評議員，主任児童員，保護司，青少年相談員，警察官，各小中学校長，各学校生徒指導主事で構成する。
 - ②本協議会は、学期1回定期的に開催している学社連携生徒指導連絡協議会（関城中ブロック）と共催するほか、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

- (1) いじめへの対応
 - ①いじめの事実を確認する。（情報の収集，実態の把握）
 - ②いじめ防止対策委員会を開催する。
 - ③加害児童，被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
 - ④加害児童，被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
 - ⑤市教育委員会へ報告する。
 - ⑥被害児童の保護及び心のケア，保護者に対する情報提供と支援に努める。
 - ⑦加害児童への再発防止指導を実施する。
 - ⑧再発防止のための見守り体制を充実させる。
- (2) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
 - ①ネットいじめの事実を確認する。（情報の収集，実態の把握）
 - ・携帯電話，スマートフォン，タブレット，パソコン，ゲーム等の機器及びライン，ツイッター，掲示板，SNS等の手段を特定し，プリントアウトや写真撮影で内容を保存する。
 - ②ネット内の書き込みの削除要請を行う。
 - ・ネット管理者への削除要請及び，警察へのネット削除依頼
 - ③いじめ防止対策委員会を開催する。
 - ④加害児童，被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
 - ⑤加害児童，被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。

- ⑥市教育委員会へ報告する。
- ⑦いじめを受けた児童の保護及び心のケア, 保護者に対する情報提供と支援に努める。
- ⑧加害児童への再発防止指導を実施する。
- ⑨再発防止のための見守り体制を充実させる。
 - ・学級, 学年集会, 全校集会
 - ・ネットパトロール

9 重大事態への対処

- ・ いじめにより児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(自殺の企図, 身体への重大な傷害, 金品等の重大な被害, 精神性疾患の発症等)
- ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安とする。ただし, 日数だけではなく, 児童生徒の状況等, 個々のケースを十分把握すること。)

(1) 重大事態の調査と報告

- ① いじめを背景とした重大事態については, 学校は以下のことを詳細にかつ速やかに調査し, 「いじめ重大事態報告書」にて教育委員会に報告する。

- ・いじめが行われた期間
- ・加害者と被害者の氏名
- ・いじめの態様
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童生徒の人間関係
- ・学校や教職員の対応等

- ② 報告後, 教育委員会からの指導を受け, 適切に対処する。

(2) 学校主体の調査について

<①の場合>

- ・速やかに教育委員会に連絡し, 教育委員会の指導により適切に対処する。
- ・事実関係を明確にするための調査(質問票, 聴き取り調査)を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・いじめを受けた児童, 保護者への調査結果の情報提供を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署との連携を図る。
- ・懲戒, 出席停止制度を適切に運用する。
- ・被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会の継続事案とし, 見守り体制を構築する。

<②の場合>

- ・家庭訪問等により, 心のケアと学習機会の継続を図る。
- ・被害児童の出席扱い等の措置を弾力的に行う。
- ・被害児童及び保護者に対し, 学校での調査結果の情報提供を行う。
- ・加害児童の指導及び学校全体として再登校に向けた環境整備を行う。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・ いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために, 基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。